

． 1 . 4 . 衆議院社会労働委員会

児童手当法案に対する附帯決議

(46 . 5 . 14 .)

政府は、児童手当制度の創設の経緯とその重要性にかんがみ、次の事項につき、すみやかに検討し、改善を図るべきである。

- 1 児童憲章の精神にのっとり、児童の福祉の増進を期するため、さらに児童手当制度の充実を図るとともに、児童福祉対策の大幅な拡充に努めること。
- 2 児童手当の額は、児童養育費の増嵩の傾向を勘案して、今さらに引き上げるよう努めるとともに、その改訂の時期については他の社会保障制度との関連を考慮すること。
- 3 支給要件児童の18歳未満という制限は、一定程度以上の心身の障害のある児童については、これを緩和することを検討すること。
- 4 第3子以降の児童となっている支給対象児童は、将来できるだけ早急に拡大するよう努めること。
- 5 児童収容施設に収容されている措置児童についても、児童手当の支給要件児童とするよう努めること。
- 6 児童手当の支給についての所得制限をさらに緩和すること。
- 7 児童手当の認定、支払等については、生活の実情に即して、その運用について万全を期すること。
- 8 特別児童扶養手当の支給の対象となる障害の範囲を拡大するよう努めること。